

平成 25 年 9 月 3 日

債権者各位

更生会社株式会社太平洋クラブ外 5 社

管財人 永沢 徹

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。株式会社太平洋クラブ及びその子会社 5 社（以下、太平洋クラブグループ）の更生手続におきましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、管財人は、平成 25 年 8 月 30 日に、太平洋クラブグループの更生計画案を東京地方裁判所に提出し、同裁判所において、同年 9 月 2 日、本更生計画案を債権者による決議に付する旨の決定がなされましたので、皆様にご報告申し上げます。

本更生計画案の立案に当たりましては、裁判所の監督の下、債権者各位の利害の調整を図りつつ、公正・衡平の理念に基づき、誤りなきを期したつもりでございます。本更生計画案は、裁判所から 9 月中旬を目処に債権者の皆様にご送付申し上げる運びですので、債権者の皆様におかれては、ご検討の上、ご理解とご寛容をもちましてご承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、本更生計画案の決議につきましては、裁判所の決定により、平成 25 年 10 月 28 日までに本更生計画案に同封される投票用紙にて、東京地方裁判所民事第 8 部宛てに郵送等の方法により投票いただくことになっております。

また、平成 25 年 9 月 22 日（東京・日比谷公会堂）、同年 9 月 23 日（大阪・御堂会館）の両日に、更生計画案の概要及びスポンサーによる支援内容に関する債権者説明会を開催させていただきます。債権者説明会の詳細につきましても本更生計画案に同封されるご案内書をご確認いただければと思います。ご不明な点等がございましたら、下記更生会社管財人室までお問い合わせください。

引き続き、太平洋クラブグループの事業再生に最大限尽力して参る所存ですので、今後とも何卒ご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

お問い合わせ先

更生会社	株式会社太平洋クラブほか 5 社	管財人室
住 所	〒105-0023 東京都港区芝浦一丁目 12 番 3 号 Daiwa 芝浦ビル 6 階	
電話番号	0 1 2 0 - 1 2 1 - 2 8 9	
F A X	0 3 - 5 4 4 6 - 1 8 6 2	